

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「児童発達支援をいう。以下同じ」を「児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。」の事業」を「放課後等デイサービスをいう。」の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」を「第43条、第44条、第45条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁長雄志

理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、就労移行支援事業者が通勤のための訓練を利用者に対して実施することを義務付ける等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。